資料2

# 次期（第６次）和泉市地域福祉基本・活動計画策定について

※　第5次和泉市地域福祉基本・活動計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度の5年計画です。次期計画については、十分な策定期間を確保するため、令和9年度から令和10年度の2年かけて策定します（前計画は1年）。

**1. 地域福祉法での「地域福祉計画」とは**

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会づくりに向けて、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制（包括的な支援体制）等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする計画とされています。

前回、和泉市では、「地域福祉計画」と和泉市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「第５次和泉市地域福祉基本・活動計画」としました。

※「地域福祉活動計画」：社会福祉協議会が中心となって策定する計画で、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すもの。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（社会福祉法107条抜粋）

| | |
|---|---|
| ① | 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 |
| ② | 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 |
| ③ | 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項 |
| ④ | 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 |
| ⑤ | 包括的な支援体制の整備に関する事項　→　実施の有無関係なく記載すること |
| （⑥） | 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関するその他の関連施策との連携に関する事項（令和9年4月1日施行） |

これを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないとされています。

【参考】厚生労働省作成「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」

## 2.策定に向けた論点

【和泉市の課題(例)】

基本的には、現計画の進捗管理の中で見えた課題やアンケート調査、ミーティング、イベントなどを通じて和泉市の課題を明確にしていきます。以下にあげた課題は、アンケートの設計やイベントなどの企画のため、現時点で仮説として想定している例です。

1)計画全体に関わる課題

①地域づくりの全体像(「こんな地域にしたい」)を住民参加でつくっていくこと。

②福祉総務課だけではなく庁内関係課等と協力し、市と社会福祉協議会や関係機関の協働により取り組むこと。

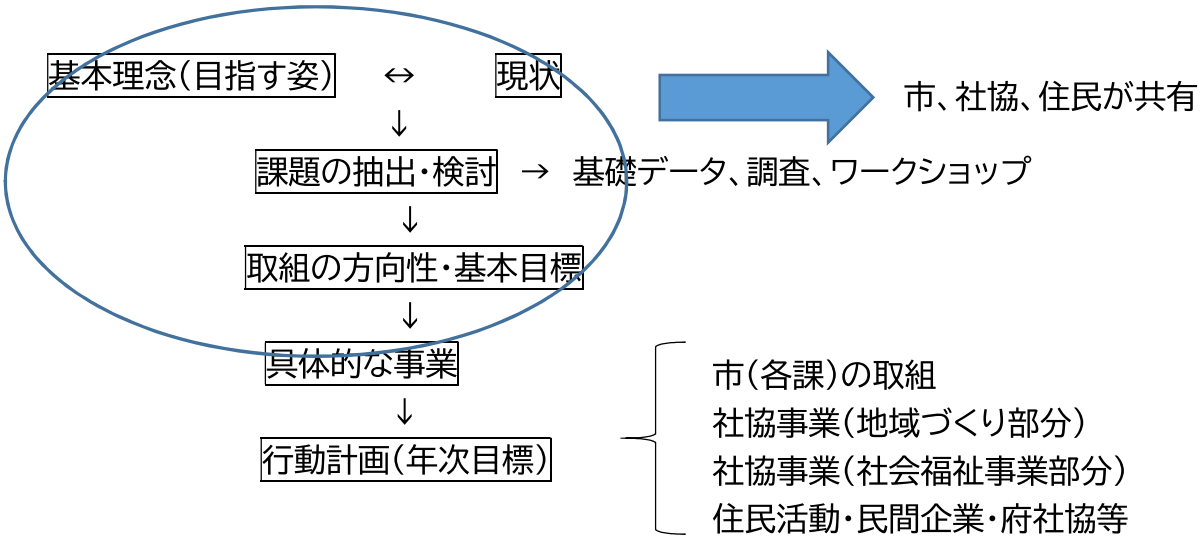
③適切な評価指標の設定。

2)社会福祉法の「盛り込むべき事項」国のガイドラインに照らした課題

| | 社会福祉法107条抜粋 | 必要と考える取組や課題(R8.8 月現在) |
|---|---|---|
| ① | 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 | ・成年後見制度見直し等に対応し、認知症、障がいにより判断能力が不十分な方への権利擁護の取組。<br>・避難行動要支援者の把握、見守り等の推進方策の充実。 |
| ② | 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 | ・相談支援体制の整備、強化。 |
| ③ | 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項 | ・民間事業者や NPO 法人等の取り組みの支援。 |
| ④ | 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 | ・多様な住民(シニア男性、外国人など)の参加方策。<br>・地域で、課題を抱えた人を支えようという意識の醸成。<br>・民間事業者等の社会貢献活動等を促進し、地域につなげること。 |
| ⑤ | 包括的な支援体制の整備に関する事項 | ・包括的支援体制の具体的な目標と実施工程の作成。 |

【策定手法について】
1)市と社協の役割分担をしつつ、市、社協、住民の協働による計画づくりをします。
①両計画を地域福祉推進協議会で審議します。
②地域福祉計画と活動計画を市・市社協で協議しながら一体的に策定します。
③調査・ヒアリング・イベント等を市・市社協で協議のうえ実施します。
④計画づくりの過程で住民意識の高揚や参加の促進を進めます。

2)策定過程




3)想定される計画の構成

(1)はじめに
(2)概要
(3)国の指針
(4)現状(各種データ)
(5)前計画(現行計画)の総括
(6)アンケート調査・ヒアリング・ワークショップ・イベント等の結果
(7)課題設定
(8)市の基本方針
(9)具体的な取組
(10)目標設定
(11)推進体制